

総務庁長官 小里 貞利 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第254号の答申

平成10年に実施される第10次漁業センサスの計画について

漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の立案・実施に必要な基礎資料を提供するとともに、各種水産統計調査を効率的に実施するための母集団情報を整備する役割を担って実施される調査であり、昭和24年に実施されて以来、5年ごとに実施されており、今回調査は10回目に当たる。

平成10年に実施される第10次漁業センサスの調査計画の策定に当たっては、諮問第236号の答申「平成5年に実施される第9次漁業センサスの計画について」（以下「諮問第236号の答申」という。）における「複合経営が進展しつつある現状にかんがみ、他の企業統計など関連統計との整合性を考慮しつつ、複合経営の実態の把握について、今後、検討を進めることが必要である」との指摘を始め、我が国水産行政上の課題に対処するための調査項目の新設等、調査の効率化のための一部調査の農林水産省の地方統計組織を通じた調査への変更、プライバシー保護等の観点からの連記式調査票から単記式調査票への変更等調査票の設計変更を計画している。

本審議会は、本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」（以下「新中・長期構想」という。）をも踏まえ、今回の計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 調査方法について

- (1) 調査方法については、①内水面漁業調査の調査系統を地方公共団体を通じた系統から農林水産省の地方統計組織を通じた系統に変更すること、②調査区要図を廃止すること、③漁業地区調査における冷凍・冷蔵工場調査の調査対象について、主機5馬力以上の事業所から10馬力以上の事業所に下限を切り上げること、④漁業地区調査の冷凍・冷蔵工場調査票及び水産加工場調査票について、連記式から単記式への変更等調査票の設計変更を行うこととしている。
- (2) これらのうち、②については、調査区要図は調査員が調査区内を効率的に巡回するための目安として利用するとして作成されてきたが、必要な場合には住宅地図の利用

により代替できること等を考慮すれば、その廃止は妥当なものと認められる。

また、①については調査対象の減少に伴い現行の調査系統による調査が非効率となっていること等、③については下限定義を設ける前提となる調査対象の把握が水産物流通調査（統計報告の徴集）の結果及び漁業協同組合等からの聞き取りによって適切に行われていると考えられること並びに切上げを行っても総冷蔵能力の99.6%が把握されることを勘案すれば、いずれも計画案どおり変更することはおおむね妥当なものと認められる。

さらに、④については企業の秘密保護の観点等から妥当なものと認められるが、調査の効率性の観点から引き続き連記式の調査票により調査を実施することとしている漁業地区調査における水産物流通機関調査についても実査上十分な秘密保護措置を講ずる必要がある。

(3) また、漁業地区調査における漁業地区概況調査について実査の際に調査項目ごとに調査客体（情報源）が明確になるよう調査の手引に明記する等の措置を講ずる必要があるほか、調査効率の向上及び精度確保の観点から以下の点については次回調査において措置するよう引き続き検討する必要がある。

ア 冷凍・冷蔵工場調査のように準備調査段階でかなりの情報収集が行われ、しかも、その準備調査から本調査までの期間が短期間となっているものについては、調査方法の合理化を図ること。

イ 海面漁業基本調査における漁業従事者世帯調査については、経営体経由で調査する方法も含め、準備調査以降に経営体に雇用された者（世帯）を一層正確かつ効率的に把握する方法

2 調査事項について

(1) 調査事項については、諮問第236号の答申で指摘された漁業関連企業における複合経営の実態を把握する調査項目を新たに追加することとしているほか、現在水産行政上の課題となっている新たな漁業管理制度の定着化と周辺水域の高度利用、消費者・実需者の要望に対応した供給態勢の確立、漁業経営の安定と労働力の確保、漁業を核とした魅力ある定住圏づくり等に対応するために新たな調査項目を追加する一方で報告者負担の軽減等を図るため、必要性の低下した調査項目の削減を行っている。

(2) これらの調査事項の変更については、おおむね妥当なものと認められるが、以下の点について留意する必要がある。

ア 漁業地区概況調査については、次回調査において措置するよう引き続き、①本センサスが構造把握を目的とした調査であることを考慮し、構造変化を見るために継続的に把握すべき事項と情勢変化に対応した事項とを整理した上で、本調査で把握すべき事項の見直しを行うとともに、②統計調査により把握すべき事項とその他の事項とを区分けすることについて検討すること。また、環境統計の整備が求められていることから、その整備について考慮する必要がある。

イ 外国人の漁業就業者が増加している状況が認められることから、海面漁業基本調

査の漁業経営体調査票及び会社経営体調査票の乗組員数の欄で把握する方法を含め、その実態を的確に把握する方法を引き続き検討すること。

なお、今回調査においては、乗組員に外国人を含めてとらえることについて、調査員に対する指導、調査の手引への明記等を行い、調査関係者に対する周知・徹底を図ること。

3 結果表及びその公表方法について

(1) 結果表については、漁業就業者の高齢化に対応した統計を拡充するとともに、新たに、会社経営体の複合経営の実態を明らかにする結果表、自営漁業における経営主に着目した結果表等を作成することとしている。

これらの結果表の変更については漁業構造の変化に対応して行われるものであり、妥当と認められる。

(2) 公表方法については、報告書による公表のほか、結果表、一覧表の閲覧による公表に加え磁気テープによる提供を計画している。

近年のパーソナルコンピュータ等の普及を踏まえ、磁気テープによる提供に加え、CD-ROM等、多様な媒体による結果提供を一層推進する必要がある。